事前調査表

【下記の事項についてご記入の上、**令和７年１月17日（金）まで**にご提出ください】

|  |  |
| --- | --- |
| 事業場名 |  |
| 所在地（電話番号） |  |
| 代表者職氏名 |  |
| 来署者職氏名 |  |
| 業種主な事業内容 |  |
| 労働者数 | 男性　　　　　人　女性　　　　　人　合計　　　　　人うち令和６年10月以降に退職者した労働者数　　　　　人 |
| 企業又は法人全体の労働者数　　　　　人 |
| 労働者数（年齢内訳） | 17歳以下　　　人　18～19歳　　　人　20～29歳　　　人　30～39歳　　　人40～49歳　　　人　50～59歳　　　人　60～64歳　　　人　65歳以上　　　人 |
| 労働者数（雇用形態内訳） | 正社員　　　　　人パート　　　　　人　アルバイト　　　　　人　契約社員　　　　　人嘱託　　　　　人　派遣労働者　　　　　人　その他　　　　　人 |
| 労働者数（属性内訳） | 生徒　　　　　人　学生　　　　　人　障害者　　　　　人外国人　　　　　人（うち技能実習生　　　　　人） |
| 所定労働時間 | 始業　　　時　　　分～終業　　　時　　　分、休憩　　　時間　　　分１日あたり実働　　　時間　　　分、１か月あたり実働　　　時間　　　分年間休日数　　　　　日（令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで） |
| 賃金計算 | 締切日　毎月　　　日　支払日　当月・翌月　　　　日支払方法　直接手渡し・口座振込 |
| 最も賃金が低い人の賃金額 | □　時間額　　　　　円（従事業務又は職名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□　日　額　　　　　円（１日あたりの平均所定労働時間数　　時間　　分）（従事業務又は職名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□　月　額　　　　　円（１か月あたりの平均所定労働時間数　　時間　　分）（従事業務又は職名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 北海道最低賃金が適用されることについて | □適用される最賃額を知っていた。□最賃額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っていた。□最低賃金が適用されることを知らなかった。 |
| 令和６年10月の最低賃金の改定により生じた影響 | プラスの影響 |
| マイナスの影響 |
| その他、特筆すべき事項 |

【提出先・照会先】　浦河労働基準監督署　（担当：監督・安衛課　奥田）

　　　　　　　　　　所在地：浦河郡浦河町堺町西１丁目３番31号

　　　　　　　　　　TEL：0146-22-2113　　　E-mail：urakawa-kijun@mhlw.go.jp